

2-(3) 指定管理料及び収入

1 指定管理業務に係る費用について

響ホールの開館当初より管理運営を担ってきた経験や実績を基に、市民が安心して利用できる環境を提供し、市民の誇りとなる「魅力あるホール」であるため、下記の点を考慮して経費を算定し、執行します。

(1) 指定管理料の効果的な運用

稼働状況やラインナップから策定した適正な職員の配置、機器・設備の保守計画に基づく適正な予算執行を行います。また、単年度の予算だけではなく施設や設備・機器の保守保全等に係る時宜的な経費を考慮した指定管理期間全体の執行計画を構築・共有し、一層効果的な運用に努めます。

(2) 創意工夫による経費節減の取り組み

これまでの経験や知識を活かし、施設や設備・備品の維持管理に努め、価値の延伸により、管理運営経費の削減を図ります。また、引き続き部署間の連携強化により業務効率化を進めます。

(3) 光熱水費について

光熱水費については、稼働率や観客動員数等により使用量の変動はありますが、必要に応じた照明の点灯や空調の運転などにより、引き続き節電等を徹底し、削減に努めます。また、国際村交流センターの入居者に対しても電力等の計画的な使用を求めるなど使用量の削減に取り組めます。

項目	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
電気使用量	960,000kw	960,000kw	960,000kw	960,000kw	960,000kw

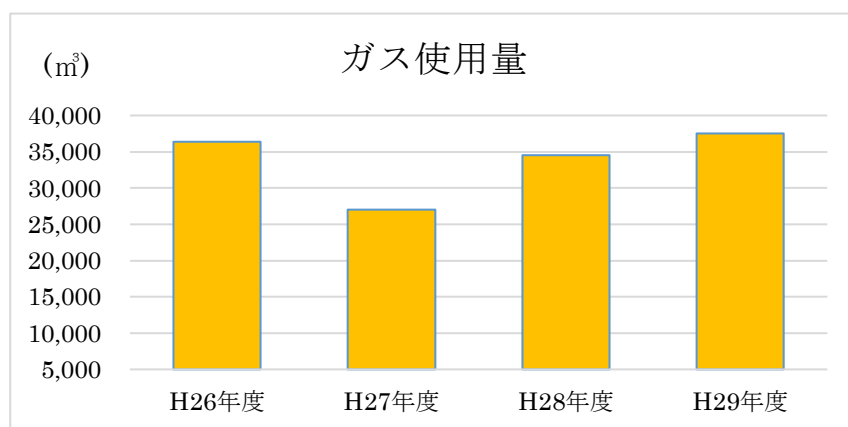
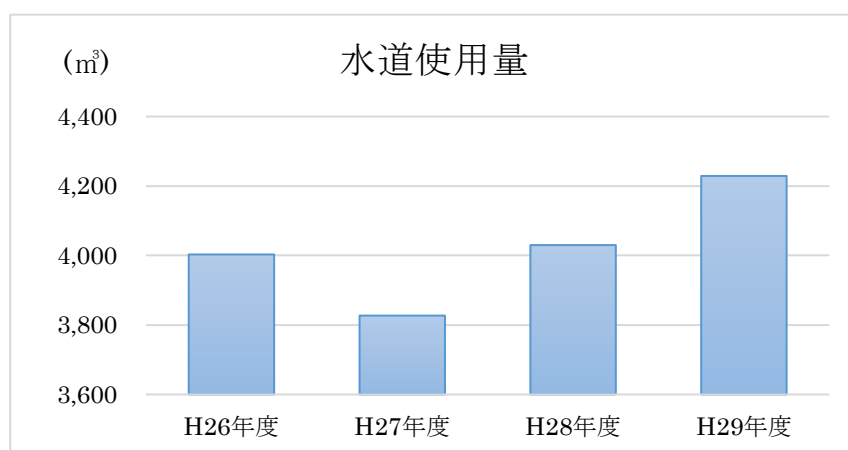
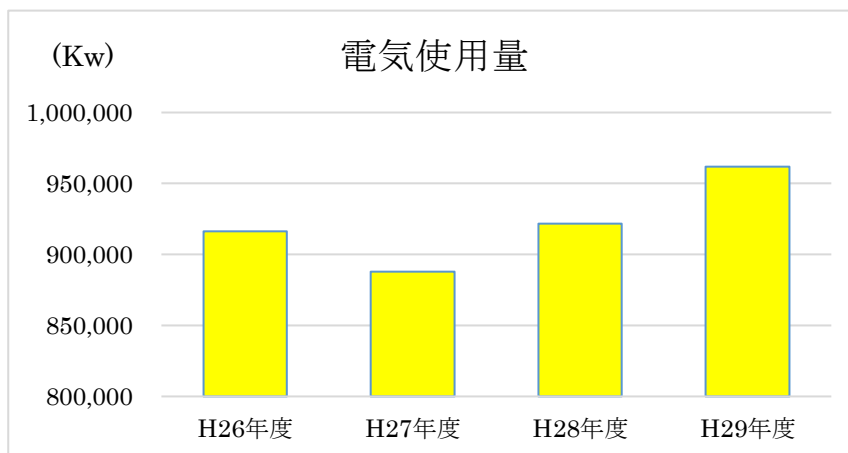
※電気使用量は、ホールの稼働率が上昇すれば使用量も上昇するほか、自然現象（温暖化傾向）などに伴う電気使用量の増加など不確定な要素に左右されることなどから、現状の数値程度を毎年度の目標とするもの。

(参考) 平成28年度 : 921,515kw

平成29年度 : 961,687kw

2-(3) 指定管理料及び収入

【参考】 国際村交流センター 電気・水道・ガス使用量



※平成 26 年度より国際村交流センターを指定管理者として管理。

※平成 27 年度は、響ホールの大規模修繕工事を実施し、2 ヶ月間休館したため、使用量は下がっている。平成 29 年度は、響ホールの稼働率の上昇に伴い、使用量が増加している。

2-(3) 指定管理料及び収入 ーつづき 1

2 収入を最大限確保する提案について

(1) 収入を増加するための実施可能な提案について

1) 自主事業来場者の確保

鑑賞事業、創造事業では、近隣にはない中規模の音楽専用ホールとしての強みを活かした公演や幅広い年齢層を対象とした公演など、充実したラインナップをバランスよく構成します。戦略的な広報・営業活動で、市内はもとより、九州圏域・中国地方などからも広域に来場者を取り込みます。

また、安定したチケット収入を確保するため、チケットクラブ会員向けサービスの維持・向上や団体営業先への丁寧なアプローチの継続に取り組みます。

2) 外部資金の確保

当財団は、これまでも助成金の獲得に努めてきましたが、平成30年度から北九州国際音楽祭、年間ラインナップとともに地域の文化拠点としての機能をより一層強化する取り組みとして評価され、文化庁文化芸術振興費補助金「劇場・音楽堂等機能強化推進事業～地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業～」に採択されました。他にも平成24年度から福岡県退職教職員協会からの負担金の受け入れによる事業も実施しています。

引き続き、文化庁や、地域創造や民間による助成事業、さらに助成金の形によらない企業支援などの開拓にも取り組み、自主財源比率の向上を図ります。また、観客増加に向けた取り組みを行い、チケット収入等の増加にも努めます。

【目 標 (数値目標)】

(自主事業の決算に占める割合)

項目	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
外部資金獲得	24%	24%	25%	25%	25%
チケット収入等	35.0%	35.0%	35.5%	35.5%	35.5%

※平成30年度の予算ベースで算出。

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

1 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

(1) 経費の考え方

指定管理料を収入とし、下記の通り、「響ホール管理運営経費」を算定しています。開館当初より管理運営の受託、指定管理者として指定を受けてきた実績を基に、効率的な施設運営をサービスの向上を目指し、市民が安心して利用できる環境を提供するため、①質の高いスタッフの確保と育成、②高い技術力による設備・機材の保守管理、③適正な支出による効率的な運営を行います。

<響ホール管理運営経費（単年度）>

項 目	金 額
① 維持管理費	20,627千円
② 管理運営費	71,684千円
③ 併設設備維持管理経費	96,109千円
④ その他事業費	24,187千円
合 計	212,607千円

① 維持管理費

響ホールに係る設備等保守管理経費、施設修繕費

② 管理運営費

響ホール管理運営に係る人件費及び事務費

③ 併設設備維持管理経費

国際村交流センター管理運営に係る人件費及び設備維持管理経費等

④ その他事業費

市の文化政策の推進に係る公演及び育成事業費等

(2) 自動販売機設置事業（自主事業）

自主事業として自動販売機設置事業を行い、最低貸付料を市に納付します。

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 ーつづき 1

2 指定管理業務の適切な再委託について

(1) 再委託の基本的な考え方

響ホールは音楽専用ホールとして、専門技術を要する業務や特殊な施設・設備の保守管理を必要とします。また、楽器類については、国内外の一流の演奏家をはじめ多くの演奏家が使用するため、常時、適切で使いやすい状態を維持する必要があります。そのため、次の設備類、楽器類については精通した業者に再委託を行います。舞台設備の状態は、保全環境や演奏に直接的な影響を及ぼすため、舞台設備関係業務、楽器保守業務を担う各業者との情報共有を一層強化し適切な維持管理に努めます。

1) 舞台設備関係委託業務

- ・ 舞台技術業務
- ・ 舞台照明設備保守点検業務
- ・ 舞台機構保守点検業務
- ・ 舞台音響設備保守点検業務



舞台技術業務（ピアノ設置）

2) 楽器関係委託業務

- ・ ピアノ保守点検業務
- ・ ハープ保守点検業務
- ・ チェンバロ保守点検業務

3) 国際村交流センター全体の維持管理業務

国際村交流センターの施設全体の維持管理に係る契約（設備の保守点検、警備、清掃、消防点検等）については、入札により適正な業者に再委託し、常時、施設の維持管理業務が的確に遂行されているか確認を行い、常に市民が安心して利用できるよう、維持管理について指示・指導を行います。

* 国際村交流センター全体の維持管理業務については、別紙（P. 39）のとおり

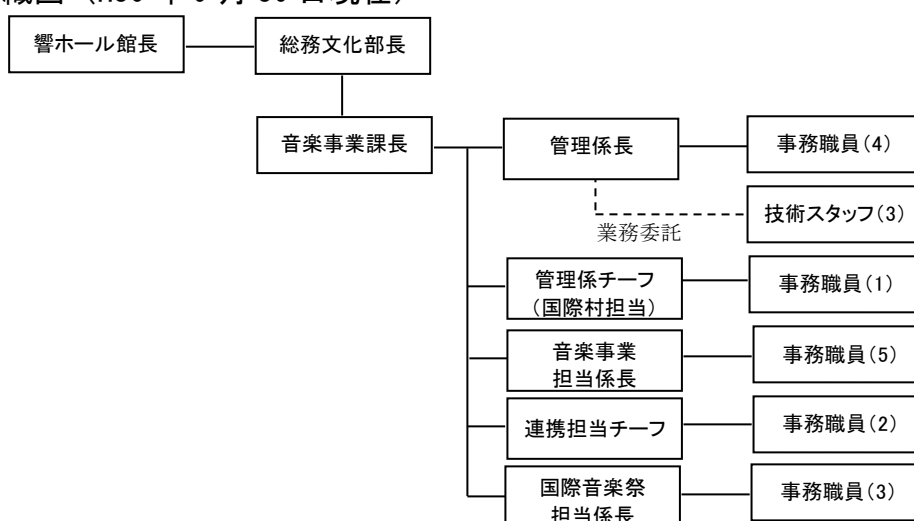
2-(5) 管理運営体制など

1 施設の管理責任者、管理体制について

響ホール及び国際村交流センターの管理運営にあたっては、音楽事業課長を責任者として業務を行います。また、組織形態については、随時見直しを図り、当財団の部署間の連携を実施するなど、より効果的・効率的な組織運営を行ってまいります。

2 施設の管理運営にあたる人員の配置について

(1) 組織図 (H30年9月30日現在)



・組織形態は随時見直しを図り、部署間の連携を軸に一層効率的な組織運営に努めます。

(2) 勤務体制

勤務体制は、開館時間に対応するためにシフト勤務としています。公演が開催される際は、複数体制にするなど、利用状況に応じた柔軟な勤務体制とし、常時管理運営業務に支障を来さない状態を保ちます。

(3) 明確な責任体制の確立

ホールの貸館及び自主事業実施の際には、原則として音楽事業課の係長級以上の職員が出勤し、事故などが発生した際に的確な対応が取れるような責任体制を確立します。

3 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

ホール運営に必要な資格（防火管理者等）の資格保有者を配置するとともに、音楽やアートマネジメント、舞台技術等の専門教育を受けて専門能力を有する人材を配置してまいります。

2-(5) 管理運営体制など ーつづき 1

4 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

当財団では、職員の資質・能力向上を図るため、①財団全体で実施する研修、②芸術劇場との連携による研修、③各部署でのOJT研修、④派遣研修、⑤人事交流・人事異動などを実施しています。

また、研修や人事交流・異動は、職員の資質・能力の向上のみならず、部署間、他施設等との連携・協力関係を向上する機会と捉え、今後も研修等を通じて、部署間や他施設等との結束の強化を図ります。

〔研修の事例〕

①社会人として必要な知識・スキルに関する内容

・ 接遇研修、ビジネスマナー研修、セクハラ・パワハラ防止研修 等

②組織運営に関する内容

・ 北九州市職員研修所の新任係長・主査研修等を活用

③来場者・利用者サポートに関する内容

・ 高齢者擬似体験講習、車椅子利用者・視覚障害者サポート研修 等

④専門技能の強化に関する内容

・ フロントスタッフ研修（レセプションист研修）
・ クラシック音楽企画制作、著作権、広報等に関する研修

⑤安心・安全に関する内容

・ 防災研修 等

⑥事業理解・コミュニケーションに関する内容

・ ワークショップや学校等での芸術体験（アウトリーチ）事業視察 等

⑦他団体等の実施する研修への参加

・ （公財）全国公立文化施設協会、（一財）地域創造、公共劇場舞台技術者連絡会加盟館等が実施するアートマネジメント研修 等

⑧他館・他団体への派遣研修

・ 事業視察、他館主催研修の受講 等

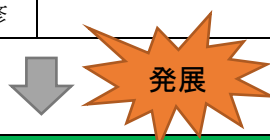
2-(5) 管理運営体制など ーつづき 2

5 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

響ホールでは、これまで様々な主体との交流・連携・協働により、事業展開を進めてきました。今後も「地域」・「人」と向き合うホールとして、多様な主体との交流・連携・協働を図り、芸術文化の力を活かした事業展開を進めていきます。また、取り組みを通じて、新たなまちの価値を創造するとともに、地域住民がまちの魅力を再発見することで、まちへの愛着や誇りを醸成していきます。

【これまでの実績（主なもの）】

芸術・文化施設との連携	JICA 九州との連携
<p><u>○絵画と音楽</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術館×響ホール <p><u>○文学と音楽</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文学サロン×響ホール <p><u>○音響技術と音楽</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノベーションギャラリー×響ホール <p><u>○朗読と音楽</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡図書館×響ホール 	<p><u>○舞台美術作品づくり de 国際交流</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA 九州×地域の小学生とその保護者×演奏家×響ホール <p><u>○ホールの多言語化～大学生の社会参加～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA 九州・国際交流協会×大学×民間企業×響ホール <p><u>○インリーチ～途上国に日本の文化を届ける～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA 九州×響ホール
医療機関・福祉施設等との連携	その他多様な主体との連携
<p><u>○アウトリーチ～音楽を届ける～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育センター・特別支援学級・医療機関 等 <p><u>○障害者の社会参加～活動の場を増やす～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インリーチ(就労支援事業所) ・響ホールフェスティバルで出店 ・ワンコイン・コンサートの団体利用 等 <p><u>○障害当事者によるホスピタリティ研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害理解とその特性に応じた対応方法を学ぶ研修 	<p><u>○まちのにぎわいづくり～回遊性を高める～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業×地域飲食店×響ホール(ワンコイン・コンサート) <p><u>○世代間交流～赤ちゃんから高齢者まで～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民センター×響ホール(地域訪問コンサート) <p><u>○広報～地域の協力～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街、地域の飲食店、地元企業、地域住民 等



やはたアート・マンス2018 ～パレットの樹～

「だれもがみんなアーティスト」をテーマに近隣の大学・専門学校・施設・企業・団体等（約20ヶ所）とともにアート・マンスを実施。様々な施設や団体等が重層的な連携を行い、アートでまちの活性化を図る事業。

新しい
地域文化
の創造

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など**1 施設の利用者の個人情報保護のための対策について**

響ホールでは、マイナンバー、チケット購入者、施設利用者、催しの来場者等様々な個人情報を取り扱っています。

これらの情報については、財団策定の「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティポリシー」に基づいた適切な措置を徹底します。

(1) 個人情報の適切な取扱いについて

収集した情報は、同意いただいた利用目的の範囲内に限り適切に利用します。なお、本人了承の場合でも、法令に定めがある場合やその他正当な理由がある場合を除き、個人情報を第三者への開示や提供を行いません。

本人から情報の訂正や削除の要請があった場合には、速やかに対応し、不要となった情報は適切な方法で処分します。

(2) 情報セキュリティ対策

ホールマネジメントシステムやチケット販売システムなどの個人情報は、紛失・破壊・改ざん・漏えいを防止するため、「情報セキュリティポリシー」に則って適切な管理を徹底しています。

ソフトウェアのデータ情報については、ファイアーウォールなどを導入し、コンピュータネットワークの安全性を高めます。また、紙媒体に掲載された個人情報については、金庫や鍵付きのキャビネットで保管し、情報漏えいを防止します。

(3) 個人情報等の訂正・削除、使用後の処理

本人から情報の訂正や削除の要請があった場合には、速やかに対応します。また、不要となった情報は適切な方法で処分します。

2 利用者が平等に利用できるような配慮について

施設利用の受付・決定にあたっては、設置条例及び関連規定を遵守し、透明性や公平性に十分に配慮します。優先利用については、貸館受付対象日から除外しますが、市民利用への影響を極力抑えるために、必要最低限に調整します。

受付開始日前には、対象日の事前告知のために、希望者の問い合わせを受け付けています。受付・決定にあたっては、引き続き、公平・公正に実施します。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など ーつづき 1

3 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

(1) 日常のリスク回避

危険が予想される箇所に適宜予防措置を行います。アンケートや職員の意見も参考にし、事前にリスクを回避する取り組みを行います。



ホワイエ階段側面・
下面へのカバー取り付け

(2) 利用者への安全対策

貸館の利用者については、打合せ時に避難誘導経路など非常時の安全対策などについて具体的に説明します。また、貸館の公演当日においても、公演スタッフに対し、緊急時の避難誘導の経路や非常口などについても具体的な説明を行い、公演開催にあたっての安全の確保に努めます。

(3) 舞台上の安全管理

利用者との打合せを行い、使用内容から予測されるリスクを想定し、安全性が確保できる適切な要員を配置し、「安全・安心」に利用できる運営を行っています。また、舞台上の作業が適切かつ安全に行われているか細心の注意を払うだけでなく、日頃からより良い作業環境の整備に努めます。

(4) 車椅子・担架・AED等の設置及び訓練

車椅子・担架・AEDを適切に配置し、定期的に動作や状態の確認を行うほか、職員には使用方法について訓練を実施しています。

車椅子	担架	AED
		

(5) 建物・舞台設備等の修繕・改修

開館より25年を経過し、建物や施設、舞台設備等については、劣化が顕著になっています。事故等未然防止や安全・安心の担保のため、建物・設備等の状態を把握し、予防保全に努めます。なお、休館を伴う修繕・改修については、北九州市との協議を行い、計画を進めていくとともに、利用者への影響を最小限に留めるため、国際村交流センター入居者との調整の上、早期に市民への告知等を行います。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など ーつづき 2

(6) 事故発生時の対応

万が一事故が発生した場合、職員が事故現場へ急行し、来場者等への声かけを行い、傷病者等の対応を行います。また、危機管理リーダーとして係長級以上の職員が現場の情報を把握し、素早く的確に職員を指揮しながら、来場者等の安全確保を常に図っていきます。なお、緊急時にも的確な対応を行えるよう日頃から職員の意識づけを実施していきます。

4 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

来場者等に安全・安心を提供するには、以下の対策・体制の整備する他、緊急時に的確に対応できるよう日頃から職員の危機管理意識の向上に努めていきます。

(1) 防犯対策

1) 中央監視室による24時間対応

響ホールが入居している国際村交流センターでは、館全体として中央監視室に警備員を常時配置、機械警備システムの活用、警備職員による見回りを行っており、昼夜問わず防犯体制を確保しています。

2) 監視カメラでのエリア監視

中央監視室及びホール事務室で監視カメラでの監視を行っています。監視カメラの映像は録画機器で記録し、一定期間保存しています。

(2) 防災対策

1) 多彩な防災訓練の実施

音楽事業課長を防火管理者として配置し、年1回以上、国際村交流センター全体の防火訓練等を実施しています。その他、避難訓練コンサートや図上訓練など多彩な訓練も実施していきます。

避難訓練コンサートの開催

八幡東消防署の協力を得て、コンサート中に火災等が発生したことを想定し、出演者及び観客とともに避難訓練を実施します。また、その結果を活かし、危機管理マニュアルの見直し等を行います。



平成 29 年度に開催した様子

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など ーつづき 3

2) 予防の取り組み

①自主検査

消防法や市の消防関係条例の基、「火気関係」、「閉鎖障害」について各部屋等の最終退出者が日常点検・確認することにより予防を徹底していきます。

②収容人数の適正管理

催事の来場者数状況を把握し、収容定員に達した場合には入口にて会場内満員等の表示による告示を行い、避難行動等に支障がないよう収容人数の適正管理に努めます。

3) 非常時の危機管理体制

①危機管理マニュアルの整備

火災、地震、停電などの各種緊急時に対応した危機管理マニュアルを整備しており、職員への周知・徹底を図り、日常的な職員への危機管理への意識づけも行っていきます。

②緊急時の体制及び連絡網の整備

緊急時における指示命令系統を明確にするため、緊急発生時及び緊急配備後の組織体制並びに連絡網を整備し、迅速かつ的確な対応ができるよう準備しています。

③帰宅困難者等の受入れ

響ホールは北九州市の避難所として指定されていませんが、市内外から多くの来場者が訪れる施設であることから、災害等の発生により帰宅困難となった来場者等の避難や待機場所としての一時的な受入れが予測されます。その際に必要な飲料水・非常食等の備えについて、北九州市との調整を含め整備を検討していきます。なお、帰宅困難者の受入れにあたっては、近隣の避難所等とも連携を図っていきます。

国際村交流センターの維持管理に関する事項

国際村交流センター建物全館の維持管理業務については、館及び付帯設備が常に良好な状態と性能を維持できるよう、当財団の有する施設管理の実績・ノウハウを活かし、以下のとおり適切に業務を行い、業務の基準に則り必要な点検・管理等を実施します。

また、入居する各団体の設置理念や基本方針を尊重しつつ、各団体間の連携を図りながら管理業務を行います。

1 入居団体との連絡調整、協力体制について

複合施設に入居する各団体との連絡調整を図り、響ホールとのスケールメリットを活かした施設の管理運営に努めます。年4回程度の連絡会議を開催し、施設管理の要望に関する調整や行事に関する周知・連絡を行います。

有事に備えては、入居者各団体の「災害時等緊急連絡網」を作成するほか、合同での防火訓練等の実施により、館全体の安全対策に努めます。

2 駐車場の管理運営について

利用者の利便性に配慮するとともに、駐車場運営における駐車場使用料の徴収事務については、正確・迅速な処理を行います。金融機関への収納は、響ホールの収納事務担当者と協力して効率的に行います。

3 責任体制について

複合施設の管理運営に当たっては、総括責任者を音楽事業課長とし、センター管理チーフを配置します。定期的に施設全体を巡回し、安全管理に万全を尽くすとともに、事故や異常を発見した際は直ちに対応し、遅滞なく市への報告を行います。

4 経費の削減について

2 - (3) 指定管理料及び収入 P. 27 参照

5 建物等の修繕・改修

2 - (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

3 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

P. 36 参照